

全国犯罪被害者の会ヒアリングのご報告

平成24年7月6日、法務省は、被害者参加制度、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度等について犯罪被害者団体からのヒアリング(第3回)を開催しました。今回この制度を利用した会員2名が高橋正人弁護士と供にヒアリングに参加し意見を述べましたのでその要約をお伝えします。

高橋正人

小沢さんは交通犯罪による被害者遺族にあたります。平成20年、夫の弟が運転する車が、対向車両と正面衝突しました。足腰が立たないほど泥酔した者が制限速度40キロのところを100キロ以上の速度で運転し、センターラインをオーバーして正面衝突しました。乗っていたのは、義弟のほか義妹、義理の両親の4人です。両親はほぼ即死、義弟は排尿・排せつ障害、高次脳機能障害、義妹は顔面をガラスのように砕かれ、高次脳機能障害を負いました。

運転手に対しては、被害者参加制度が始まる前のため、通常の裁判で判決が言い渡され、懲役16年の刑が確定しました。さらに、酒を飲ませた居酒屋の店主は酒類提供罪で起訴され、懲役2年、執行猶予5年の刑が確定しております。

助手席に乗っていた人と後部座席に乗っていた2人は、危険運転致死傷の幫助罪で起訴され、被害者参加制度が適用となり、被害当事者の兄弟とその兄、兄の妻の小沢樹里さんが被害者参加しました。裁判員裁判の対象でもあります。この裁判で良かった点、悪かった点について小沢さんからお話しいただきます。

小沢樹里

被害者参加制度を利用してよかった点は、3点あります。

1つ目は、検察官との十分なコミュニケーションが取れたことです。裁判前に何度も話し合うことができたので、お互いの理解を助け、私たちは冷静に判断することができました。検察官も、私たちの疑問や尋問を被告人や証人にしてくれました。私たちの基本的な意向を検察官が理解してくれるということが何よりも安心につながり、公判中のスムーズなやり取りにつながったと思います。

2つ目は、被害者参加人として在廷ができたことで罪とも被告人とも向き合えたことです。参加人になり、被告人に質問する機会が与えられたため、私たちの感情に高ぶりはあっても、冷静でいることができました。

「被害者が参加すると法廷が混乱する」とこの制度に反対する声もあったと聞いたことがありますが、参加さないからこそ、感情を抑えられなくなるのではないのでしょうか。

公判中に疑問や意見があれば、隣にいる検察官に紙に書いて渡したり、口頭で伝えたりして、すぐに説明してもらい冷静に公判に臨むことができました。

3つ目は、罪体に関する被告人質問と被害者論告が自らできたことです。被告人の両名に直接質問することができました。論告求刑も、参加人の私たち自身が直接行い、自らの疑問を相手に聞き、その答えに対してまた質問することができました。時間的な制約がありましたが、1つの問題を自らが解決したという満足感がありました。

被害者参加制度で改善してもらいたい点も、3点あります。

1つ目は、犯罪事実についても証人尋問をしたいということです。情状質問、情状証人だけではなく、犯罪事実に関する証人にも被害者参加人が尋問できるようにしてほしいのです。仮に、加害運転手が被害者参加制度の施行後に起訴され、私たちが被害者参加できたとしても、同乗者2名は証人にすぎません。犯罪事実については何も聞くことができないのです。これでは納得がいきません。証人は、正直に話せばいいだけで、聞かれたからといって負担が増すとは思えません。むしろ、被害者参加人が事実について全く尋問できないことの方がおかしいと思うのです。

2つ目は、公判前整理手続に関わりたいということです。私たちは何が争点になっているのか、加害者の意見、証明する事実、提出する証拠物、日程が明確に判断されているかどうか知りたいのです。検察官も、被害者側がそこにいれば、説明する手間が省けます。

加害運転手の裁判では、被害者参加も裁判員裁判も施行前で適用されませんでした。公判前整理手続だけが導入されました。被害者が全く関与せずに、裁判所、検察官、被告側の弁護人の三者が全て決め、勝手に裁判が進んでしまうような怖さがありました。裁判

員裁判のために公判前整理手続が必要ならば、私たち被害者参加人にも関与させてください。公判前整理手続に関わりたいもう1つの理由として、証拠の絞り込みを防ぐという効果があると思います。被害者側の関与のないまま公判前整理手続をしては、証拠が厳選されてしまい、裁判の進行にも差し障るおそれがあると思います。私たちの場合、顔面を粉砕骨折した妹の顔写真や、亡くなった両親の写真が証拠として扱われれば、一目瞭然なのに、言葉で説明するという不合理な裁判になってしまいました。しかし、裁判員らの要望により、公判前整理手続で検察側が取調べ請求を諦めた証拠を、裁判所が職権で改めて証拠採用しました。私たち被害者が見てもらいたい証拠は、同じ市民感覚の裁判員にとっても判断に必要となる証拠だったので、被害者側が手続に立ち会えば、証拠が厳選されすぎることがなかったと思います。

3つ目、関係者に被害者参加制度への理解を深めてほしいということです。私たちは、事件当初より、20～30人の弁護士に連絡を取りましたが「被害者参加に弁護士は必要ない。まだ運用されたばかりなので使う必要がない。検察官がいれば大丈夫」と断られ続けました。

これまで弁護士は、加害者側の弁護人になることだけでしたが、今後は被害者側にも被害者参加弁護士として付くこともあることを弁護士さんに知ってもらわなければ困ります。「被害者は一言も話さなくて良いから、全て参加弁護士に任せなさい」という弁護士もいるようですが、弁護士が代弁できるくらいならば、検察官でもよいのです。被害者自身が直接言えるからこそ、裁判に参加する意義があるのです。この制度は、弁護士のためにあるのではなく被害者のためにあるということを理解していただきたいと思います。

この中の2つ目として、一番大切な部分を裁判所に制限されたことがありました。被害者参加制度では、被害者参加人は被告人に直接質問ができるはずで、その点は被害者にとって重要なものです。しかし、情状事実についての被告人質問で、被告人側が「包括的な黙秘権の行使をします」と言い、裁判所がこれを認めました。そのため、私たちは何も発問することができませんでした。検察官と私たちの被害者参加弁護士が反論しましたが、覆ることはありませんでした。黙秘権というのは、被告人が黙っていても良い権利で、こちらの発問までを制限するものではないと思います。裁判所にも、犯罪被害者等基本法や被害者参加制度に

ついでに理解不足があるように感じました。

なぜ参加制度を使いたいと私たちが望んだかという、被告人自身の生の意見が聴きたかったのです。法律論よりも、日常や当日の行動について聴きたかったのです。情状質問のために、夜通し弁護士と考え、家族それぞれが被告人に聞くはずでしたが、被告人自身の本心を直接聴くことはできませんでした。一番大切な部分を、裁判所が制限をしては、この制度は骨抜きになってしまうと思います。

私たちは3つ目の刑事裁判で、やっと被害者参加制度を利用することができました。そのとき私たちは、自分たちの手で事件の真相に近付くことができたと思いました。

事件の内容については、裁判で初めて知ることも多く、ショックを受けることもありましたが、それでも家族だからこそ参加し、そして納得することができたのだと思います。検察官と制度を十分に理解した弁護士と私たちの信頼関係があつてこそ、裁判中も安心して参加することができました。

どうか、より良い被害者参加制度となるよう、工夫を重ねていただきたいと思います。

高橋正人

小沢さんから、証人に対して、情状事実だけではなくて犯罪事実についても聞きたいという要望が出されましたが、武田さんから、その部分に限って、お話をさせていただきます。

事件の概要は、店を経営していた息子さんが従業員に殺害されたものです。そのとき、犯人と同棲していた恋人が従業員として殺害現場にいましたが、逮捕されたものの、証拠不十分で共犯にならず、不起訴になりました。ですから、犯人との関係では、いわゆる証人として出廷したことになります。ただ、被害者は犯罪事実については質問することができませんから、事実を聞きたいと思っているその証人に対して、一切事実に関する質問ができず、武田さんは大変悔しい思いをされました。

武田俊子

事件は、平成23年の9月に発生しました。息子はお店で寝込みを襲われ、ハンマーで頭部を十数回めった打ちにされました。そのとき、犯人の恋人が従業員として働いており、犯行現場にいました。恋人も逮捕されましたが、証拠不十分で起訴されませんでした。

恋人は、犯人の裁判に証人として出廷しました。しかし、遺族は証人に対しては情状しか聞けず、犯行の内容や経緯、動機などについては全く質問できませんでした。

店でのトラブルの内容や、殺害の動機、犯人とのメールのやり取り、どうやって殺したか、息子の最後はどんな様子だったのかなど、一部始終を見ていて、しかも一緒に逃走までしているのですから全てを知っていたはずです。でも、遺族である私には、一切そのことについて質問することが許されませんでした。

被害者や遺族が知りたいと思う権利をもっと重視し、犯行の内容や経緯、動機について、証人からきちんと聞けるようにしてほしいと思います。せめて、残された者の権利でもあると思います。

高橋正人

お二人の意見を踏まえて、簡単にあすの会からの要望を述べさせていただきます。

1つは、公判前手続に参加させてほしいという点です。平成 22 年 1 月に立ち上げた犯罪被害者支援弁護士フォーラムには、現在 22 人の弁護士が在籍していますが、やはり公判前整理手続に参加させて欲しいと訴えています。どんな証拠がどういった理由から出され、あるいは出されないのか、どのように裁判の手続が進んでいくのか、被告人がどんなストーリーを考えているのか、十分に伝わらないのです。後から検察官からの伝聞では、なかなか実態がつかみ難いというのが実情です。

2つ目は、証人に対し、犯罪事実についても聞きたいという強い要望があります。証人が情状として出廷するケースはありますが、そういったケースよりも、証人が犯行の目撃者として証言することの方が多いです。そういったとき、一言も聞けないというのは、被害者からすればとても無念です。

さらに、尋問するとき、反対尋問ではなくて主尋問もやらせていただきたいと思います。どういう場合かと言いますと、被害者自身を証人とする証人尋問のときは、被害者参加弁護士にとっては主尋問になるわけで、反対尋問にはなりようがありませんから、そうなると今の証言の信用性を弾劾するという規定では、尋問ができないことになってしまいます。ですから、そういったケースも念頭に入れて、主尋問もさせていただきたいのです。

3つ目ですが、被害者参加を許可された事件だけでなく、同一訴訟手続内で行われている事件であれば、

密接に関係している限り、訴訟行為をさせてほしいという要望です。典型例としてこういった例がありました。

殺人事件で殺された息子さんがフッ素で溶かされてしまった。どろどろに溶かされた、その物体だけを見せられた親からすれば、死体損壊についても意見を言いたかった。でも、これが言えなかったわけです。殺人罪は被害者参加の対象事件ですが、死体損壊は対象事件ではないからです。

また、性犯罪の区分審理でこんなこともありました。小学校の教諭が十数人に対して性犯罪を行いました。被害者参加した人が参加を許可された事件は強制わいせつでした。ほかの事件は強姦や強姦致傷でした。ところが、参加した方は強制わいせつでしたから、ほかの事件では無期とか非常に重たい刑を求刑できるにもかかわらず、参加した方は有期の懲役刑しか求刑できないわけです。そうすると「何だ、この人は軽い刑しか望んでいないのか」と誤解されるわけです。やはり、同じ手続で行われたものについては、全てについて訴訟行為をさせていただきたいというのが強い希望です。

4つ目は、旅費日当についてですが、是非裁判所が計算し、その場を出していただきたいという強い願いがあります。法テラスという方法もあるかもしれませんが、手続が煩雑です。被害者のための政策というものを考えていただきたいと思っています。

最後に弁護士の研修についての要望です。小沢さんが、20 人～30 人の弁護士を探したとおっしゃっておられました。法テラスに登録している精通弁護士、どうやったら精通できるのかと言えば、たった1時間くらい講義を受けただけで精通弁護士になれるわけです。ある被害者の方が精通弁護士を紹介してもらったが、知識があまりに不十分なため、あすの会に再度相談に来られた方がおります。ですから、是非、法テラスにおいて、弁護士研修をしていただきたいと思います（詳細は法務省のホームページでご覧いただけます）。